

みどりの協定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）第22条に規定する協定を締結するについて必要な事項を定めるものとする。

(協定の対象行為)

第2条 協定の対象行為は、土地の区画形質の変更又は水面の埋立を伴う次の各号に掲げる行為であって、当該行為に係る一団の土地の面積が1ヘクタール以上のものとする。

- (1) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条に規定する行為
 - (2) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条に規定する行為
 - (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項に規定する行為
 - (4) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する行為
 - (5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第17条第3項及び第20条第1項に規定する行為
 - (6) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第7条第1項に規定する行為
 - (7) 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第8条第1項に規定する行為
 - (8) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条に規定する行為
 - (9) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条及び附則第4項に規定する行為
 - (10) 神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号）第12条第1項及び第14条第1項第1号に規定する行為
 - (11) 風致地区条例（昭和45年神奈川県条例第5号）第2条第1項に規定する行為
 - (12) 土採取規制条例（昭和47年神奈川県条例第10号）第3条第1項に規定する行為
 - (13) 自然環境保全条例第8条に規定する行為
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為については、協定の対象としない。
- (1) 農地の一時転用に係る行為

- (2) 農地の造成を目的とする行為であつて、その全面積を農地として利用するもの及び農業振興地域整備計画に位置づけられたもの
- (3) 専ら道路の建設を目的とする行為
- (4) その他、別表緑化基準による緑化指導が不適当な行為と知事が認めたもの

(協定の締結)

第3条 前条に規定する協定の対象行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者（以下「開発行為者」という。）は、当該開発行為に係る知事若しくは国の機関の許可等を受け、または当該開発行為をするについて知事に届出をする際に知事と協定を締結するものとする。

- 2 開発行為者は、協定の締結に際しあらかじめ知事と協議の上、別紙緑化基準に基づき当該開発行為に係る区域（以下「協定区域」という。）の自然環境の維持及び回復その他自然環境の保全を旨とした計画（以下「緑化計画」という。）を策定するものとする。
- 3 開発行為者は、前項の場合において、緑化計画に基づく緑化事業（以下「事業」という。）の実施に関し開発行為者以外の権利者が存するときは、事業の実施等につきあらかじめ当該権利者から同意を得るものとする。

(国、地方公共団体等が行う行為の特例)

- 第4条 知事は、国、地方公共団体が開発行為又はこれに類する行為をしようとする場合は、当該行為に係る緑化について前条第2項の場合に準じ協議を求めることができるものとする。
- 2 知事は、公社、公団その他公共団体に準ずる団体が開発行為又はこれに類する行為をしようとする場合は、協定の締結を求めることができるものとする。この場合において、協定の締結については前条の規定を準用する。

(履行の確保)

- 第5条 協定を締結した開発行為者（以下、「協定締結者」という。）は、協定事項を誠実に履行しなければならない。
- 2 知事は、緑化計画に基づく事業の実施について、事業の完了報告のほか、必要な報告を求め、若しくは現地調査を行うことができるものとする。
 - 3 知事は、協定事項の履行の確保のため必要に応じて助言、指導、苗木のあっせん等に努めるものとする。
 - 4 知事は、協定事項の履行の確保のため特に必要があると認めるときは、あらかじめ履行の確保のため必要な措置を求めることができるものとする。

(協定違反に対する措置)

第6条 知事は、協定締結者が協定事項に違反していると認めるときは、その違反を是正するために必要な措置を指示することができるものとする。

2 知事は、前項の場合において特に必要があると認めるときは、違反を是正するために、期限を定め、その期限までに必要な措置の履行を命じることができるものとする。

(協定区域の表示)

第7条 協定締結者は、協定区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、協定締結の日から10年とし、必要に応じて更新できるものとする。

(緑化計画の変更)

第9条 協定締結者は、緑化計画を変更しようとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。

2 前項の場合において、協定区域の変更を伴う緑化計画の変更については、協定を再締結するものとする。

(協定事項の継承)

第10条 協定締結者は、協定事項の履行に係る土地の所有権その他の権利の得喪又は移転を行おうとするときは、あらかじめ協定事項の継承について知事に届け出るものとする。

(市町村等との調整)

第11条 知事は、市町村が本要綱と同様な協定制度あるいはこれに準じた制度を有し、この要綱が対象とする行為について適用される場合は、当該市町村長と協議の上、当該制度の適用をもって本要綱の適用にかえることができるものとする。

2 知事は、当分の間、第2条に規定する開発行為に係る許認可権限又は開発行為の届出を受理する権限が市町村長に委任されている場合において、当該市町村長からの要請がある場合は、第3条第1項の規定にかかわらず、当該市町村長の許可等の際に開発行為者と協定を締結できるものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日までに知事に緑化計画書の提出のあった開発行為に係る協定の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

緑化基準

第1章 共通基準

- 1 開発行為者は、開発行為をしようとする区域面積に対して樹木等でおおわれた土地（以下「植樹地」という。）の面積の割合（以下「植樹地率」という。）を20%以上確保するものとする。ただし、第2章行為別基準に別に定めのある開発行為にあっては、この限りでない。
- 2 開発行為者は、緑化に関し法令等の定め若しくは許可等の条件が付されている開発行為については、当該条件等と前項の基準とを双方充足する内容で植樹地を確保するものとする。
- 3 開発行為者は、開発区域の自然環境の保全と緑化を図るため、次の点に留意しなければならない。
 - (1) 現存する自然度の高い植生、弱い自然（斜面、尾根等）及び貴重な単独樹木及び草は、できる限り保存又は移植し、これらを生かした造成、保護及び植栽計画を立てる。
 - (2) 土地区画形質の変更に当たっては、地形・地質に順応して行い、切土及び盛土の量を最小限にとどめ、表土は保存し植樹地などに利用する。
 - (3) 開発により生ずる法面は、できる限り緩和した勾配とし、地形・地質に応じた方法及び植栽に適した種類で樹木植栽、張芝、種子吹き付け等を行う。
 - (4) 森林を一部伐開する場合は、林縁に保護植栽を行い、残置する森林の保全を図る。
 - (5) 樹木等の選定に当たっては、付表に示す地域に自生又は潜在する種類及び野鳥の食餌樹木の植栽に努める。
 - (6) 樹木等の植栽に当たっては、将来高木、低木等が一体となった多層林となるように努める。
 - (7) 成木の植栽に当たっては、その周囲に苗木を植栽するよう努める。
 - (8) 苗木による植栽は、1m²あたり1本以上を原則とする。
 - (9) 開発区域内の主要な道路には、植樹帯を設け、その他の道路にもできる限り街路樹等による緑化を図る。

第2章 行為別基準

1 住宅地の造成

- (1) 公共的な植樹地（街路樹、既存又は造成植樹地、斜面緑地その他これらに類するものを含む。）は、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）

第25条に規定する公園、緑地又は広場の確保基準のほか、次の基準により確保する。

ア 市街化区域内（市街化調整区域が定められていない都市計画区域内で、用途地域を定めている区域を含む。）

建築物	宅地及び戸建分譲					中高層共同住宅(概ね3階以上)		
規模別開発 区域面積	ha以上未満 1~3	3~5	5~10	10~20	20~	1~3	3~5	5~
植樹地率	2%以上	3	4	5	6	6	9	12

イ 市街化区域外

建築物	宅地、戸建分譲及び中高層共同住宅(概ね3階以上)				
規模別開発 区域面積	ha以上未満 1~5	5~10	10~20	20~50	50~
植樹地率	20%以上	25	30	35	40

(2) 開発行為者は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）第20条第1項に規定する緑化協定を締結するよう努める。

(3) 宅地及び戸建分譲については、宅地内の植樹地は公共的な植樹地には含めない。ただし、宅地内にも分譲前にできる限り植栽するよう努める。

(4) 中高層共同住宅の隣棟間等の共用地の植樹地は、公共的な植樹地に含めることができる。

2 学校の建設

(1) 敷地の周辺及び校舎と屋外運動場との間には、教育環境保全の機能を發揮するよう樹林帯を効果的に配置する。

(2) 屋外運動場は、できる限り芝等により緑化に努める。

3 事業所等の建設

(1) 敷地の周辺には、植樹による幅広いしゃ断縁地を造成するよう努め、敷地の周辺に森林がある場合は、これを保全する。

(2) 敷地内の道路は、できる限り街路樹等による緑化に努める。

4 ゴルフ場の造成（ゴルフ練習場及びゴルフ場に類する施設を除く。）

開発区域面積の40%以上を樹林地として確保する。この場合、開発区域の周辺及びコース間におおむね20m以上の樹林帯を配置する。

5 土石の採取

(1) 開発区域の周辺には、隣接地から5m（道路、河川等に面した前山の場合は、10m）以上を保全植樹地として確保する。

(2) 法面は、原則として植樹、植草、種子吹き付け等により全面緑化し、小段は植樹により緑化を図る。この場合、法面が岩石等で樹木等による植栽が不可能な場合は、ツタ等による緑化を図る。

第3章 植樹地の面積の算定方法

1 「植樹地」における樹木については、「既存樹木」、「植栽樹木」又は「芝等」に区分する。

2 「植樹地」の面積は、緑化のため土地利用上区画された土地ごとに算定する。

3 既存樹木の場合

(1) 独立している樹木の場合は、樹冠の投影面積を「植樹地」の面積とする。

(2) 複数の樹木が接しているか又は一団の樹林地を形成している場合は、外側にある各樹木の樹冠を直線で結んだ線によって囲まれた面積を「植樹地」の面積とする。ただし、上記の面積が緑化のため土地利用上区画された土地の面積を上回る場合には、当該土地利用上区画された土地の面積を「植樹地」の面積とする。

4 植栽樹木の場合

(1) 植栽樹木（付表に掲げる樹木又はこれに類するもの）の樹冠の投影面積は、次の定めにより算定し、「植樹地」の面積とする。この場合、 10 m^2 以上の樹冠の投影面積をもつ樹木については、当該樹冠の投影面積を「植樹地」の面積とする。

区分	植栽時の規格	植樹地算定の面積
高木	樹高3m以上	10 m^2 （半径1.8mの円で囲まれた面積）
	樹高1.5m以上3m未満	5 m^2 （半径1.25mの円で囲まれた面積）
	樹高0.5m以上1.5m未満	3 m^2 （半径1.0mの円で囲まれた面積）
中木	樹高0.5m以上	3 m^2 （同上）
苗木	樹高0.5m未満 (高木又は中木となるものに限る)	1 m^2 （半径0.6mの円で囲まれた面積）
低木		0.25 m^2 （表面をおおった面積）

備考：樹木の区分は、付表の区分による。

(2) 樹冠が接して植栽されている場合は、外側にある各樹木の樹冠を直線で結んだ線によって囲まれた面積を「植樹地」の面積とする。

(3) (1)又は(2)により算定した面積が緑化のため土地利用上区画された土地の面積を上回る場合には、当該土地利用上区画された土地の面積を「植樹地」の面積とする。

- (4) 街路樹による道路の緑化の場合は、樹冠の投影面積を「植樹地」の面積とする。
- (5) 森林法の植栽基準により森林の復元を行う場合は、その全面積を「植樹地」の面積とする。

5 芝等の場合

芝等で表面がおおわれる場合は、当該土地の面積の2割を「植樹地」の面積とする。

神奈川県土に適している高木・中木・低木及び芝等

高 木	常 緑	○あかがし・あかまつ・○あらかし・いぬまき・◎うらじろがし・▲◎くすのき・○くろがねもち・くろまつ・さわら・◎しらかし・しろだも・すぎ・◎すだじい・たいさんぼく・▲○たぶのき・ひのき・まだけ・○までばしい・もうそうちく・▲○もちのき・やまもも等
生育したときの樹高 が10m以上の樹木	落 葉	あおぎり・あかしで・あきにれ・いいぎり・いたやかえで・いちょう・いぬしで・いろはもみじ・▲えのき・えんじゅ・おおしまざくら・かしわ・かつら・ぐぬぎ・くるみ・けやき・こなら・こぶし・しおじ・ちどりのき・とうかえで・とちのき・はうちわかえで・はぜのき・はんのき・はるにれ・ひめしやら・ふさざくら・ぶな・ほおのき・▲みずき・▲むくのき・▲やまざくら・やまはんのき・やまぼうし・ゆりのき等
中 木	常 緑	いぬがや・うばめがし・かくれみの・かなめもち・▲さかき・さざんか・▲さんごじゅ・そよご・とうねずみもち・ねずみもち・ひいらぎ・▲ひめゆりは・▲もっこく・やぶつばき・やぶにっこい・ゆりは等
生育したときの樹高 が5m以上10m未 満の樹木	落 葉	▲あかめがしわ・▲えごのき・こばとねりこ・だんこうばい・なつづばき・にがき・ねむのき・はくうんぼく・ひめやしやぶし・まめざくら・やしゃぶし・りょうぶ等
低 木	常 緑	あおき・あずまねざさ・あせび・アベリア・いぬつけ・おおばぐみ・おおむらさきつつじ・▲きずた・きんもくせい・くちなみ・さつき・じんちようげ・ちやのき・ていかかずら・▲とべら・▲なんてん・はくちようげ・はまひさかき・ひいらぎなんてん・ひいらぎもくせい・▲ひさかき・びなんかずら・▲まさき・まるばしやりんばい・むべ・めだけ・▲やつで・やぶこうじ等
生育したときの樹高 が5m未満の樹木	落 葉	あじさい・あきぐみ・▲あけび・あぶらちゃん・いぼたのき・いぬこりやなぎ・いぬびわ・うぐいすかずら・うつぎ・うめもどき・▲がますみ・きぶし・くさほけ・くろもじ・こごめうつぎ・こまゆみ・さるすべり・▲さんしょう・しばやなぎ・しもつけ・てりはのいばら・どうだんつつじ・なつぐみ・にしきうつぎ・▲にしきぎ・▲にわとこ・ぬるで・のりうつぎ・ばいかうつぎ・はこねうつぎ・はないかだ・▲まゆみ・まんさく・みつばつつじ・むらさきしきぶ・れんぎょう・めぎ・やまぐわ・やまつつじ・やまはぎ・ゆきやなぎ等
芝 等	等	こうらいしば・のしば等

注 ◎印は神奈川県の推奨木

○印は神奈川県の準推奨木

▲印は野鳥の食餌木